

宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン策定事業業務委託 仕様書

本仕様書は、宇多津町（以下、「本町」という。）が行う「宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン策定事業業務委託（以下、「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名称

宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン策定事業業務委託

2. 業務の目的

本年4月、国は2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を2013年度比で46%減とする削減目標を掲げた。これまでの削減目標から大幅な上積みとなり、本町の事務事業に係る削減目標をも上回るものである。このため、本業務では、国の新たな削減目標を考慮しつつ、本町における意欲的な再生可能エネルギーの導入目標を設定する必要がある。また、本町では令和3年9月10日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っている。

そこで、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、再エネ導入目標及び施策の方向性を本業務で明らかにするとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定することで、本町、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

3. 業務の内容 (令和3年度業務)

(1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 上位計画及び地域特性の整理

上位計画と本事業の背景を整理する。また、自然条件、社会条件、経済条件に関する現状を整理して地域資源を把握するとともに脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域課題を整理する。

(3) 温室効果ガス排出量の調査

現状の町域内の温室効果ガス排出量を把握し、2030年度、2050年度における現状すう勢による排出量を推計する。

温室効果ガス排出量の算定及び推計（エネルギー起源温室効果ガス、エネルギー起源以外温室効果ガスの部門別排出量の推計）にあたっては、最新の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）マニュアル」や「自治体排出量カルテ（環境省）」等を参考とし、按分法（カテゴリA）を用いて統計資料により推計を行う。

- (4) 再生可能エネルギーポテンシャルの調査
町域内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを分析する。
また、本町が先導して再生可能エネルギー導入を進めるため、公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査を行い、導入に向けた具体策を検討する。
- (5) 2030年度及び2050年度にむけた将来像とロードマップの策定
国の地球温暖化対策計画に示されている中期目標の2030年度と長期目標の2050年度にむけた本町の将来像を検討するとともに、脱炭素シナリオ（ロードマップ）を作成する。その際、再生可能エネルギー導入と地域の課題を同時解決する具体的なイメージを提示し、地域の関係者において理解しやすい内容になるよう工夫する。
- (6) 打ち合わせ・協議及び報告書の作成
打ち合わせ・協議は3回程度とし、初回、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、本町及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

4. 業務の内容 (令和4年度業務)

- (1) 再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針の検討
2030年度と2050年度の再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針を検討する。
- (2) 再生可能エネルギー導入のための事業スキーム検討
実現可能な再生可能エネルギー事業を創出するため、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた脱炭素型事業モデルの検討を行う。また、他自治体等における先進事例を調査するとともに、補助事業に関する情報を収集整理する。
- (3) 導入目標達成に向けた推進体制の検討
ステークホルダーを含めた役割分担、体制、位置付けを明確にし、PDCAサイクルにより、中長期的に事業を遂行できる体制を検討する。
- (4) 検討会の開催
地域の関係者と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等を本業務期間中に2回程度予定しており、受託者は開催にあたっての議事進行や資料作成等の支援、議事録の作成を行う。
- (5) 打ち合わせ・協議及び報告書、ビジョン素案の作成
打ち合わせ・協議は4回程度とし、初回、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、本町及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめるとともに、「宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン」の素案を作成する。

5. 履行期間

令和3年度業務：契約締結日から令和4年 1月14日まで

令和4年度業務：契約締結日から令和4年12月15日まで

6. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

(ア) 令和3年度業務

① 業務報告書	2部
② 業務報告書概要版	2部
③ その他関連資料	1式
④ 上記データを格納した電子データ (CD-R)	1部

(イ) 令和4年度業務

① 業務報告書	2部
② 業務報告書概要版	2部
③ 「宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン」素案	2部
④ 「宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン」素案概要版	2部
⑤ その他関連資料	1式
⑥ 上記データを格納した電子データ (CD-R)	1部

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7. その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、宇多津町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。

- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定することとする。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。